

大和市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により次のとおり市道の区域を平成27年4月20日より変更する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成27年4月20日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長
	新				
福田相模原線 2号	旧	下鶴間字丁四号4258番1 先	中央五丁目454番5先	7.28~ ^m 20.38	4327.31 ^m
	新	中央林間西一丁目4258番 1先	中央五丁目454番5先	7.28~ 20.38	4327.31